

会 議 録 (1)

会議の名称	令和4年度第1回飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会
開催日時	令和4年10月6日(木) 開会 午後2時00分 閉会 午後3時00分
開催場所	飯能市役所本庁舎 入札室
議長氏名	飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会長 長谷川 裕寿
出席委員	長谷川 裕寿 福本 貴 佐藤 隆則 山川 安代 天野 範子 双木 恵美子
欠席委員	加涌 章吾 竹内 章浩
説明者の 職・氏名	・企画総務部参事兼庶務課長 金子 智彦 ・庶務課主幹 鈴木 雅之 ・庶務課主任 石田 修一
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員 職・氏名	・企画総務部参事兼庶務課長 金子 智彦 ・庶務課主幹 鈴木 雅之 ・庶務課主任 石田 修一

会 議 録 (2)

議事の内容 (経過)・決定事項

審 議

- (1) 個人情報の収集等に係る業務の開始、変更・廃止について (報告)
(個人情報保護条例第7条関係)
 - ・新規に届出された業務、変更又は廃止された業務について事務局から報告があった。

- (2) 令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について (報告)
 - ・令和3年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について、事務局から報告があった。

- (3) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う飯能市における個人情報保護制度 (案) について
 - ・個人情報の保護に関する法律の改正に伴う飯能市における個人情報保護制度 (案) について、事務局から説明があった。

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
参事兼庶務課長	<p>情報公開及び個人情報保護運営審議会を開始いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局自己紹介 ・各委員の自己紹介 ・会長挨拶
会長	<p>それでは、審議に入ります。まず、次第の3審議の(1)個人情報の収集等に係る業務の開始、変更・廃止について(報告)、事務局から報告をお願いします。</p>
庶務課主任	<p>資料1に基づき報告 委員から事前に御質問を頂きましたので、この場で回答させていただきます。</p> <p>子育て45、「子育て世帯への臨時特別給付金(先行給付金)支給リスト」について、届出書、中段の「個人情報の記録内容」の「賞罰」の項目にチェックが入っているが子育て45と関連する子育て42から44については「賞罰」のチェックがないのはなぜか、ということでした。</p> <p>担当課に確認させていただいたところ、子育て世帯への臨時特別給付金については、児童手当関係情報等により支給対象者への支給に要する情報(所得額や振込先口座情報等)を把握できる場合にはその口座等に振り込みを行うプッシュ型の給付金です。参照している児童手当等の関係で児童手当の支給の対象者が例えば刑務所等に入所している場合には、支給の対象ではなくなるなどのため、賞罰の記録があります。支給リストではそういった情報を参照しているため「賞罰」の記録があります。子育て42から44については、プッシュ型の対象とならない方、プッシュ型の対象ではあるが受給を拒否する方等からの届出の関係になりますので「賞罰」の記録はないということです。</p>
会長	<p>廃止の届出について、いろいろな廃止の理由が記載されていますが、業務が統合されて、廃止になる場合、今まで取得、保存してきた情報の取扱いはどのようになりますか。</p>
庶務課主幹	<p>行政の文書になりますので統合前の業務の文書として保存年限の期間は保管し、保存年限の経過後に溶解等して廃棄されます。業務としては廃止になるため廃止の届出がありますが、文書としては、個人情報保護条例及び文書管理規則に基づき保管され廃棄されます。</p>
会長	<p>情報へのアクセスはどのようになりますか。統合後の業務の担当者は統合前の業務で取得した情報にアクセスできるということですか。</p>
庶務課主幹	<p>業務を所管している部署の職員は、統合前の業務の情報にアクセスすることが可能です。</p>
会長	<p>何か質問や気になる点はありますか。</p>
委員	<p>統合した場合には、業務の開始の届出が出てくるものなのでしょうか。</p>
庶務課主幹	<p>統合の場合、統合先の業務が既にある場合、業務の中に情報だけ統合</p>

会長	<p>されるため、業務届出は出てきません。</p> <p>行政も民間も、まとめられることはまとめてできるだけスリム化していくという方向性は同じだと思います。統合できるものであれば統合していくということで、業務の整理は必要だと思います。</p>
庶務課主幹	<p>各書式に記載されているオンライン結合とはどのようなものですか。</p> <p>オンライン結合とは、常時、市のサーバーに外部からアクセスができ、そこに格納されている情報のやり取りができる状態にあることを言います。</p>
会長	<p>ほかに質問や気になる点がありますか。</p> <p>—なし—</p>
会長	<p>この書式に関しては、不必要なものは廃止し、必要なものは開始するという姿勢が保たれていれば正常に整理されているということだと思います。特に問題がないようであれば(1)個人情報の収集等に係る業務の開始、変更・廃止について（報告）については以上にしたいと思います。</p> <p>—なし—</p>
会長	<p>それでは、審議(2)令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）について事務局から説明をお願いします。</p>
庶務課主任	<p>資料2に基づき概要の報告</p>
会長	<p>情報公開については若干微増したとのことですが、この年度の特徴的なもの等はありませんか。</p>
庶務課主任	<p>例年と変わりません。</p>
会長	<p>市民の方の関心もあまり変わらなければ請求されるものも変わらないということだと思います。</p>
庶務課主幹	<p>21ページの諮問事件一覧表に記載されている2件について、この審査請求はどのようなものでしたか。</p> <p>この2件についての審査請求の元となった開示請求は、諮問第1号が阿須山中土地有効活用事業に関する全ての書類を求めるもの、諮問第2号が1件目の開示請求に対する決定がされる前にされた、その中の一部の土地賃貸借契約書を求める請求でした。市の原処分は、両方とも却下の決定を行いました。その却下の決定に対し、取消しを求める審査請求がされました。</p> <p>市が却下の決定を行った理由は、諮問第1号が請求者の様態が通常の情報公開を求めるものではないという判断からになります。通常、請求を受け付ける際に、書類全てを請求されたとしてもどういった情報が知りたいのかなどを聞き取るなど文書の特定を行うのですが、そんなことを言う必要はない、市も困ってしまえばいいんだ、事業の整理ができてためになるだろう等、情報公開の請求というよりも市に対する一つのアクションではないのかという判断があり一般法理としての権利の濫用に</p>

当たるとして却下の決定を行いました。諮問第2号については、同じ文書の請求になるので控えていただきたいというような説明をさせていただいたのですが、開示請求されたものです。こちらの受付の際も1件目と同じような発言等がありましたので、市としては同じような理由で却下の決定を行いました。

審査会の判断として諮問第1号については、一般法理としての権利の濫用として却下したのは妥当であるという答申を頂いたものです。一方で諮問第2号については、1件目を却下しているのであれば賃貸借契約書については文書の特定もできているので、それについては請求者の様態がというようなものではなく開示するべきではないのかということで市の決定を取り消す答申が出ました。

会長

権利の濫用の濫用というようなことがあってはいけませんが、諮問第1号についてはそもそも開示請求が目的はなく、市の条例の制度趣旨にそぐわないような請求であったため審査請求の棄却。諮問第2号については、状況は同じであったとしても文書が特定できているのであれば開示すべきという判断で原処分取消しという決定だったということですね。

この審議会は、審査の結論の妥当性を判断するものではなく、しっかりとした手続が踏まれて結論が出ているという過程が正常に行われているかを確認する機関になります。今回しっかりとした手続を経ていることが確認できたので大丈夫だと思います。

特に問題がないようであれば(2)令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について(報告)については以上にしたいと思います。

ーなしー

それでは、(3)個人情報の保護に関する法律の改正に伴う飯能市における個人情報保護制度(案)について、事務局から説明をお願いします。

庶務課主幹
会長

資料3を用いて説明

規律する法律が変わればそれに合わせなければいけない。地方自治ということで法の趣旨に反しない限りで独自性が認められる部分もあるということでした。

1の手数料については、現行の条例と同じく手数料は無料として、実費を徴収するということですが、情報の出し方として、無料を続けますということだと、実費の徴収についてトラブルになる可能性がありますので公表や周知を行う際には気を付けていただいたほうが良いと思います。

2の期限についても法律のとおりではなく現行の条例に合わせて短縮するということでした。

1、2については、良心的な対応ということで、委員の皆様としてそうしてもらえればという案になっていると思います。

3 審議会については、我々が担ってきた重要な部分は今後個人情報法保護委員会に大幅に移管され、統一的に管理していくということになるということです。残る部分についても廃止するのではなく整理統合ということで飯能市情報公開及び個人情報補保護審査会に事務を移行するということでした。個人的にはこういったスリム化についてはあってもいいし、あるべきだと思います。

委員の皆様はどう思われますか。

委員

私も無駄に残すよりもスリム化、簡素化して重要な部分については、一元化させたほうがいいと思います。

会長

今まで担ってきた役割がなくなってしまうではないかというような意見もあるかもしれませんが、市民にとってマイナスになるのであれば審議会としてしっかり対応していかなければいけないと思いますが、審議会が担ってきた審議事項については、多くが法律に基づいて移管先が決まっていて、残る部分についても対応しないということではなく、整理統合の中で別の機関に移管させるということで、仕方がないのかなという方向で審議会として結論付けたいと思います。

4の個人情報ファイル簿について、ホームページ等で公表するということですが、具体的なイメージはどのようなものですか。個人の情報が記載されたものなのでしょうか。

庶務課主幹

(1)で報告させていただいた個人情報業務届簿のようなものになります。デジタルデータとしてどのような情報を何人分保有しているというようなものになります。

会長

いわゆる個人情報が記載されたものではないということですね。

質問や気になる点はありますか。

委員

この運営審議会は今日で終わりになるのですか。

参事兼庶務課長

市としては、閉じる方向で検討しています。今回、審議会の皆様の御意見を伺い、了承を頂けたので12月の議会で条例案を提出させていただき、議決を経た上で令和4年度いっぱい閉じることになります。

会長

条例に基づき設置されている附属機関なので必要な手続を踏んだ上で廃止されるということですね。今年度中に再度会議を開くかについては、必要に応じて事務局で判断をお願いします。審議会を閉じることになりましたら情報提供等をお願いします。

他に意見等がないようであれば(3)個人情報の保護に関する法律の改正に伴う飯能市における個人情報保護制度(案)については以上としたいと思います。

ーなしー

会長

予定されていた審議事項については結論が出ましたので事務局にお返しします。

参事兼庶務課長

次第4その他ということで委員の皆様から何かございますか。

参事兼庶務課長	-なし- 本日は慎重な御審議を頂きまして誠にありがとうございました。以上をもちまして審議会を閉会とさせていただきます。
議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。 令和 年 月 日 議長 の 署名	